

埼玉県のマスコット コバトン

家畜衛生だより

令和3年10月発行 No.3-6 (鶏)

埼玉県川越家畜保健衛生所

電話：049-225-4141

FAX：049-226-9653

緊急携帯：090-7191-3473

Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

飼養衛生管理基準の自己点検をお願いします

まもなく鳥インフルエンザのシーズンに入ります。

昨シーズンは11月の香川県における発生以降、本年3月までに18県で52事例の飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が確認され、計987万羽を殺処分する過去最大の発生となりました。

本年の4月以降も、日本へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシアや中国においてHPAIが発生しており、今年も国内へのウイルス侵入リスクは高いと予測されています。

このため、今年度においても、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。令和3年10月～令和4年3月までの間、下記7項目について毎月自己点検を実施し、結果を家畜保健衛生所に御報告ください。

【点検項目】

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除



【回答方法】

メール、FAXまたは電話

※1 FAXの場合は別紙の回答様式をご利用ください。

※2 メールの場合は、別紙回答様式を参考にしながら、「①〇②〇③ー」のように本文にご記載ください。

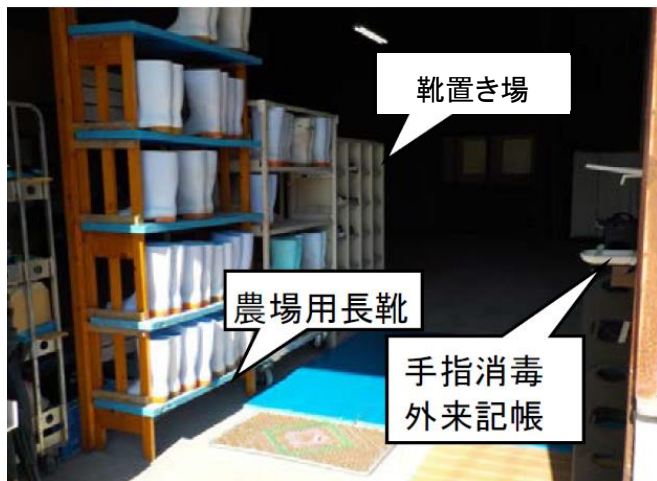
【回答期限】

10月分は **10月14日(木)まで**にご報告をお願いします。

それ以降は、毎月10日までにご報告ください。

飼養衛生管理基準 自己点検のポイント

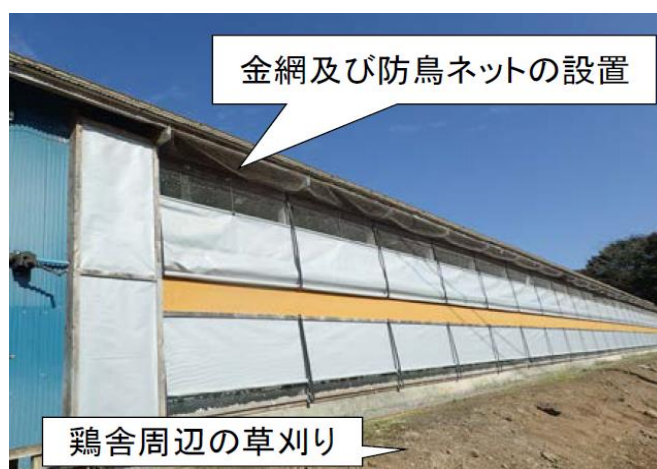
引用：農林水産省



手指消毒、専用の長靴



車両消毒



防鳥ネットの設置



ねずみ及び害虫の駆除

飼養衛生管理基準の一部が改正されました

<主な改正点>

●大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置(R3.10.1～)

- ☞ 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を選任することを義務付け
- ☞ 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、1人が担当する飼養羽数に上限(10万羽)を設定

●埋却等に備えた措置(R3.10.1～※)

- ☞ 家畜所有者は埋却地又は焼却施設を確保することを規定
- ☞ 困難な場合には、代替措置(焼却施設との事前協定等)について都道府県と共同して対応

●大規模農場の事前の発生対応計画の策定(R3.10.1～※)

- ☞ 鶏 20万羽以上を飼養する大規模農場は、発生に備えた対応計画を策定することを義務付け

※採卵鶏 50万羽未満、肉用鶏 20万羽未満は R4.10.1～

自己点検結果の報告と併せて、毎月の死亡羽数の報告
(家伝法 52 条に基づく報告) の提出もよろしくをお願いします!



(別紙)

宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当

TEL：049-225-4141

FAX：049-226-9653

メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

農場名 _____

管理者氏名 _____

飼養衛生管理基準の自己点検チェック表【__月分】

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」を記入してください。
③については、車両の進入がない場合は「－」を記入して下さい。

項目	チェック欄
①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
⑦ねずみ及び害虫の駆除	

☆メール、FAXまたは電話にてご回答ください。

★回答締切 10月分：10月14日(木) 11～3月分：毎月10日